

令和6年度

事業者の皆様へ

島根*創生
SHIMANE SOUSEI誰もが、誰かの、
たからもの。

出産後の 職場復帰に取り組む 企業を応援します

労働者が出産後も離職することなく育児休業を取得し、安心して働き続けることができる
職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

◆ 出産後職場復帰奨励金 ◆

令和2年4月1日以降に産前休業開始の場合

労働者数に応じて

10万・20万円／人

【申請期間】対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内

奨励金申請チェックシート

Q1 本社（又は主たる事業所）が島根県内にありますか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q2 「中小・小規模事業者等」ですか？（下図参照）

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q3 出産した労働者の勤務する事業所は島根県内にありますか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q4 その事業所で常時雇用する労働者数は、50人未満ですか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q5 労働者の育児休業の取得について就業規則等に
明文化されていますか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q6 育児休業取得や出産後の職場復帰、子育て支援に関する
支援に今後も取り組みますか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q7 出産した労働者が、育児休業を3か月以上取得し、
その労働者を職場復帰後、3か月以上雇用していますか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q8 事業所の常時雇用する労働者は何人ですか？

① 労働者30人未満の事業所
・はじめて申請する場合 …… 20万円/人
・2回目以降 …… 10万円/人

② 労働者数30人以上50人未満の事業所
…………… 10万円/人

主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

中小・小規模事業者等とは
資本金または常時雇用する労働者数のど
ちらかが、右記条件にあてはまる方です。
※資本金をもたない事業者は、常時雇用
する労働者数のみで判断してください。

発行／島根県政策企画局女性活躍推進課

TEL 0852-22-5245

詳細は 島根県女性活躍推進課の
ホームページをご覧ください。



令和6年度

事業者の皆様へ

島根*創生
SHIMANE SOUSEI誰もが、誰かの、
たからもの。

子育てしやすい 職場づくりに取り組む 企業を応援します

労働者が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる
職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

◆ 子育てしやすい
職場づくり奨励金 ◆

【1制度導入】

奨励金 10万円

上限 20万円

対象制度／●時間単位の年次有給休暇制度 ●育児短時間勤務制度（3歳未満を除く） 代替制度／フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ

【申請期間】対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内

奨励金申請チェックシート

Q1 本社（又は主たる事業所）が島根県内にありますか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q2 「中小・小規模事業者」または「資本金をもたない事業者については、
常時雇用する労働者が300人以下」ですか？（下図参照）

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q3 島根県内に事業所がありますか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q4 その事業所で常時雇用する労働者数は、50人未満ですか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q5 「時間単位の年次有給休暇」または
「3歳以上小学6年生以下の子どもがいる労働者が利用できる」育児短時間勤務等」の
制度を、令和2年3月31日以前に就業規則に規定していますか？
※令和2年4月以降の制度導入が支給対象となります。

☐ はい ▶ 対象外です ☒ いいえ

● 時間単位の年次有給休暇制度の規定がない

Q6 18歳までの子どもがいる労働者がいますか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

時間単位の年次有給休暇制度

- ①当該制度を就業規則に規定
②18歳までの子どもがいる労働者が年度内に8時間以上利用
①+②で奨励金（10万円）の申請ができます

● 育児短時間勤務制度（3歳以上小学6年生以下）の規定がない

Q6 3歳以上小学6年生以下の子どもがいる労働者がいますか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

育児短時間勤務制度

- ①当該制度を就業規則に規定（小学6年生以下）の子どもがいる
労働者が利用できる制度であること
②3歳以上小学6年生以下の子どもがいる労働者が年度内に
20日以上利用
①+②で奨励金（10万円）の申請ができます
※代替制度あり（詳細は中面へ）

中小・小規模
事業者等とは
資本金または常時
雇用する労働者数
のどちらかが、右
記条件にあては
まる方です。

主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

資本金をもたない事業者
常時雇用する労働者の数
300人以下
社会福祉法人、
医療法人、NPO法人、
個人事業主など

発行／島根県政策企画局女性活躍推進課

TEL 0852-22-5245

詳細は 島根県女性活躍推進課の
ホームページをご覧ください。



お問い合わせ

松江商工会議所

TEL 0852-25-2556 または最寄りの商工会議所

島根県商工会連合会本所

TEL 0852-21-0651 または最寄りの商工会

お問い合わせ

松江商工会議所

TEL 0852-25-2556 または最寄りの
商工会議所

島根県商工会連合会本所

TEL 0852-21-0651 または最寄りの
商工会

子育てしやすい職場づくり
奨励金対象制度の詳細は

中面へ

子育てしやすい職場づくり 奨励金対象制度について

1事業所あたりの
支給上限
20万円

※①の導入・利用実績で10万円、②～④のいずれかの
制度の導入・利用実績で10万円
※②～④は、3歳以上小学6年生以下の子どもがいる
労働者が利用可能な制度であることが必要です。

子育てしやすい職場づくり奨励金の対象として
いる制度の概要についてご紹介します。
詳細やご不明な点は最寄りの商工会議所また
は商工会へ、お気軽にお問い合わせください。

子育てしやすい職場づくり奨励金申請までの流れ

就業
規則の
確認

令和2年4月
以降の
制度導入が
対象です

対象
制度の
検討・
導入

対象
労働者の
制度利用

申請に必要な
利用実績は
チェックシートQ6の
とおりです。

奨励金
申請・
受給

商工会議所・
商工会の職員が
申請まで
サポートします。

奨励金活用事業者の
事例はこちらから



① 時間単位の 年次有給休暇制度

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協
定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可
能となります。

労使協定に規定する内容

- 時間単位年休の対象労働者の範囲
- 時間単位年休の日数
- 時間単位年休1日の時間数
- 1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数

Voice

1時間単位の休暇
で、子どもの通院や
学校行事に行きや
すく、嬉しいです。



② 育児短時間勤務制度

1日の所定労働時間を短縮する短時間勤務制度です。

- ※1日の所定労働時間を原則として6時間とする
措置を含むものとする必要があります。
- ※労働時間を6時間とする規定を設けた上で、
その他の短縮内容を規定することもできます。
(例:2時間以内で、30分単位での短縮など)

Voice

終業時刻が早くな
り、小学校から帰
宅する子どもを
「おかえり」と迎え
られます。



③ 始業終業時刻の 繰上げ繰下げ制度

1日の所定労働時間を変更することなく、始業時刻と
終業時刻を変更する時差出勤の制度です。
総労働時間を変更することがないため、賃金を減額
することなく柔軟に働くことができます。

Voice

始業時間を繰り下げ、
朝子どもを保育園に
送迎してから時差出
勤できています。



④ フレックスタイム制度

一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の
範囲内で、労働者が日々の始業・終業時間、労働時間を
自ら決めることのできる制度です。

対象となる労働者の範囲や清算期間など制度の基本
的枠組みを労使協定で定める必要があります。

Voice

習い事のある曜日に早く帰る分、別
の曜日に多めに働いて調整していま
す。



誰もが働きやすく、女性がいきいきと活躍する職場づくりをサポートします。

女性活躍や仕事と生活の両立に取り組む企業の登録制度があります。奨励金の申請とあわせて、登録してみませんか。



しまね女性の活躍応援企業
一般事業主行動計画
(女性活躍推進法※)の
策定・届出(労働局へ)

詳しくは
コチラ



※女性活躍推進法と次世代法の一体型でも可



しまね子育て応援企業
(こころカンパニー)
一般事業主行動計画
(次世代法※)の策定・
届出(労働局へ)

詳しくは
コチラ



一般事業主行動計画の策定を支援するアドバイザー無料派遣制度があります

- 女性活躍推進法や次世代法に基づく行動計画が
いずれも未策定の場合で、従業員100人以下の企業が対象です。
- こころカンパニー認定に必要な、就業規則の作成は支援に含みません。

詳しくはこちらまでお気軽にご相談ください。

島根県商工会議所連合会(松江商工会議所) TEL:0852-32-0506
各商工会および島根県商工会連合会 TEL:0852-21-0651
島根県中小企業団体中央会 TEL:0852-21-4809

島根県女性活躍推進課へ
登録・認定申請

・しまね女性の活躍応援企業・しまね子育て応援企業(こころカンパニー)に関するお問い合わせは、島根県女性活躍推進課まで(TEL 0852-22-5463)
・一般事業主行動計画の策定等のお問い合わせは、島根労働局雇用環境・均等室まで(TEL 0852-31-1161)

子育てしやすい職場づくりを更に後押し!

「しまね女性の活躍応援企業」と「こころカンパニー」両方へ
登録している企業等が利用できる補助制度があります。

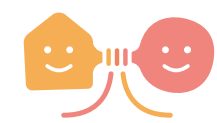
女性活躍のための働きやすい 環境整備支援事業費補助金

休憩室やキッズスペースの整備などに加え、業務省力化のための設備・機器の導
入や、時間外勤務削減のための社内研
修の開催など、女性活躍の推進や、仕
事と生活の両立ができる職場環境づく
りに向けた取組を対象とする補助金制
度を設けています。



しまねイクボスネットワーク加入企業募集中!

繋がる
想い
を広げる
幸せ



しまねイクボス
ネットワーク
shimanu ikuboss network

代表者自ら「イクボス宣
言」を行い、「イクボ
ス」の取組を県全体
に広めるという趣旨に
賛同する企業で構成す
る「しまねイクボスネッ
トワーク」への加入企業
を募集しています。

